

第 3 2 号議案

豊川市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について

豊川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 4 年 2 月 2 2 日提出

豊川市長 竹 本 幸 夫

豊川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

豊川市病院事業の設置等に関する条例（昭和 4 1 年豊川市条例第 3 9 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(経営の基本) 第 4 条 (略) 2 (略) 3 病床数は、次のとおりとする。 (1) 一般病床 <u>428</u> 床 (2)・(3) (略)	(経営の基本) 第 4 条 (略) 2 (略) 3 病床数は、次のとおりとする。 (1) 一般病床 <u>454</u> 床 (2)・(3) (略)

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

理 由

この案を提出するのは、入院医療体制の適正化を図るため、一般病床の病床数を見直す必要があるからである。